

タブレット端末等の短期貸与にかかる運用管理要綱

制定 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「大阪市 ICT 戦略の推進に関する規程」(平成 19 年 3 月 30 日達第 18 号。以下「ICT 戦略推進規程」という。)第 21 条の規定に基づき、ICT 戦略室企画担当が「タブレット端末等の短期貸与事業」の実施のため整備する短期貸与タブレット端末等(以下「本システム」という。)の運用及び管理に関する事項を定める。

(本システムの目的)

第 2 条 本市におけるモバイルワークの普及を図るため、本市職員がタブレット端末を活用して執務室内外で業務を行うことができる環境を整備し、市民サービスの向上及び業務の効率化に寄与する。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、ICT 戦略推進規程、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報通信ネットワーク管理要綱(以下「ネットワーク管理要綱」という。)に定めるもののほか、次条に定めるところによる。

(システム構成及び用語)

第 4 条 本システムは次により構成する。

(1) タブレット端末機

執務室の内外からモバイルデータ通信経由でインターネットに接続し、メール、ブラウザ、ネットワークストレージサービス、アプリ、ビデオ通話、音声通話等を利用するための端末機及びそれに付属する機器をいう。

(2) インターネット回線

本システムのタブレット端末機を無線ネットワーク経由でインターネットに接続するためのインターネットサービスをいう。

(3) モバイルデバイス管理サービス(以下、「MDM サービス」という。)

インターネットを利用した Web による管理画面から操作を行うことで、本システムのタブレット端末機に機能制限を行い、タブレット端末機を一元的に管理するためのサービスをいう。

(4) 本システムの運用管理に係るファイル及びドキュメント

MDM サービスを利用するにあたって、APPLE 社の APNs 証明書ファイルを取得しサービス提供者へ送付するために必要なファイル等をいう。

(5) その他、本システムで取り扱うデータ等

本システムで取り扱う全てのデータ等をいう。

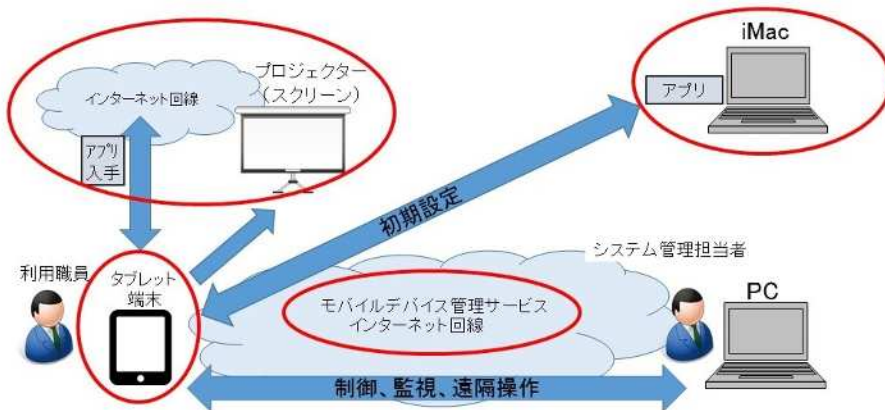
(6) プロジェクター一式等

タブレット端末機等から画像や映像等をスクリーンへ投影する機器をいう。

(7) iMac 端末

MDM サービスを利用するための機器をいう。(iMac でアプリケーションをインストールし、タブレット端末機に接続しプロファイルをインストールさせる。これによりタブレット端末機をリモートロックや監視設定を行う。)

< 図1 情報資産の範囲 >



(本システムにより利用できる資源)

第5条 本システムにより執務室内外で利用できる資源は、次に掲げる資源とし、別途定めるタブレット端末等の短期貸与にかかる情報セキュリティ実施手順(以下「セキュリティ実施手順」という。)に従って利用するものとする。

- (1) 庁内情報利用パソコン等からメール経由で取り込まれた資源
- (2) 庁内情報利用パソコン等からネットワークストレージ経由で取り込まれた資源及びタブレット端末機からネットワークストレージ上に作成・保存した資源
- (3) タブレット端末機からアプリ上に登録・作成した資源
- (4) タブレット端末機で撮影・録音した資源

(管理体制)

第6条 本システムにおいて、情報セキュリティ対策が円滑に推進されるための体制及び役割を次のとおり定める。(表1 管理体制一覧表参照)

(1) 最高情報セキュリティ責任者(CISO)

最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、ICT戦略室長が担当し、本市における情報セキュリティを総括し、情報セキュリティ対策の統一的な実施に必要な指導、助言または調整を行う。

(2) 局等情報セキュリティ責任者

局等情報セキュリティ責任者は、ICT戦略室長が担当し局等における情報セキュリティ対策の実施その他局等における情報セキュリティに関する事務を掌理する。

(3) 業務・サーバ等管理者、端末機管理者

業務・サーバ等管理者は、ICT戦略室支援担当課長が担当し、本システムの導入及び運用、保守の実施並びに管理を行う。また、端末機管理者を兼務し、本システムが正常に稼働するように安全性に十分配慮し、円滑に業務処理が実施されるよう、本システムの利用管理、障害に関する連絡調整など、本システムが安全かつ適切に利用されるような管理、指導、助言または調整を行う。

(4) 情報セキュリティ責任者

情報セキュリティ責任者は、ICT戦略室支援担当課長及び利用職員の属する課等の文書管理

責任者（公文書管理条例施行規則第7条第6項に規定する文書管理責任者をいう。）が担当し、それぞれの課等における情報資産の情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう、利用職員に対する本実施手順の遵守に関する指導、助言または研修等を行う。

(5) システム管理担当者

システム管理担当者は、ICT戦略室企画担当の担当者が担当し、本システムを運用管理すると共に業務・サーバ等管理者及び端末機管理者の業務を補佐する。

(6) 利用職員

本システムの利用職員は、第6条に規定する端末機管理者が許可する職員とする。

<表1 管理体制一覧表>

管理体制	管理者役職
最高情報セキュリティ責任者(CISO)	ICT戦略室長
局等情報セキュリティ責任者	ICT戦略室長
業務・サーバ等管理者、端末機管理者	ICT戦略室支援担当課長
情報セキュリティ責任者	ICT戦略室支援担当課長及び利用職員の属する課等の文書管理責任者
システム管理担当者	ICT戦略室企画担当 担当者

（本システムの利用における調達等）

第7条 端末機管理者は、タブレット端末機及びネットワーク機器、インターネット回線利用、MDMサービスに係る調達、契約、予算要求及び支払いに関する事務を行う。

（タブレット端末機及びプロジェクター一式等の貸与）

第8条 端末機管理者は、タブレット端末等の短期貸与にかかる実施要領に基づき、「大阪市情報セキュリティ管理規定第6条第1号」に定める情報セキュリティ責任者がその利用を認めた職員に対して、タブレット端末機及びプロジェクター一式等を貸与する。また利用職員は、タブレット端末等短期貸与依頼書をICT戦略室企画担当へ提出する。

- 2 前項の貸与期間は、端末機管理者が認める必要な期間とする。
- 3 利用職員は、利用終了後は、貸与を受けたタブレット端末機をすみやかに返却しなければならない。なお、利用職員は、返却時には、タブレット端末機及びネットワークストレージに一時保存したデータを確実に消去し、インストールしたアプリはアンインストールしなければならない。
- 4 利用職員は、返却終了後アンケートを回答しなければならない。

（本システムの運用管理）

第9条 業務・サーバ等管理者は、本システムを適切かつ安全に運用管理するために必要なセキュリティ実施手順を定めるとともに、問合せ対応その他必要な運用管理を実施する。

- 2 端末機管理者は、タブレット端末機及びMDMサービス等その他必要な環境設定を実施する。
- 3 端末機管理者から利用職員に対して貸与されたタブレット端末機の利用管理及び本システムの利用職員による利用状況等の把握を行う。

（遵守事項）

第10条 本システムの利用及び運用管理にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 業務・サーバ等管理者が別途定めるセキュリティ実施手順等に従って、本システムを利用及び運用管理する。

- (2) セキュリティ実施手順を遵守する。
- (3) VDT 作業における安全衛生指針を遵守する。

(教育・研修)

第 11 条 業務・サーバ等管理者は、本システムが安全かつ適切に利用されるよう、次の関係者及びその他必要と認める者を対象に指導・助言を行う。

- (1) 端末機管理者
- (2) システム管理担当者
- (3) 利用職員

2 前項を実施するため、必要に応じて関係者等を招集し研修会を開催することができる。

(細則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運用及び管理に関し必要な事項は、業務・サーバ等管理者、端末機管理者が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。